

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び熊本市火葬場条例（平成10年条例第56号）に基づき、公の施設である熊本市斎場の管理運営を行う指定管理者を募集するので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

1 名称

熊本市斎場

2 所在地

熊本市東区戸島町796番地

3 建物概要

鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

平屋建て 一部二階建て

延床面積 4,929.4m<sup>2</sup>

4 施設概要

火葬棟、待合棟、式場棟 ほか

詳細は管理運営仕様書参照

5 運営に係る事項

詳細は管理運営仕様書参照

6 指定管理者が行う管理の基準

熊本市火葬場条例（平成10年条例第56号）第19条の規定によるもののほか、使用時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、熊本市斎場の管理を行わなければならない。

7 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 「熊本市火葬場条例」第3条に規定する用途に供するための業務に関する事。

(2) 使用の許可、その取消し、その他熊本市斎場の利用に関する事。

(3) 使用料の徴収及び還付に関する事。（使用料の収納及び支出事務を別途委託）

(4) 使用料の減免の受付事務に関する事。

(5) 熊本市斎場の施設及び付属設備の維持管理に関する事。

(6) その他熊本市斎場の管理運営に必要な業務。

なお、具体的な業務内容及び履行方法については仕様書等による。

## 8 指定の期間

令和8年（2026年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

## 9 指定管理料

熊本市斎場の管理に要する経費は、指定管理者への管理の代行の対価として支払う経費（以下「指定管理料」という。）によって賄うこととする。

基準価格（指定期間3年分）

535,200千円（うち消費税及び地方消費税額48,655千円）

※ 基準価格を超える申請を行った申請者は、失格とする。

（申請価格は見積もった金額の110分の100に相当する金額であるため、基準価格との比較に当たっては留意すること。）

## 10 修繕に要する経費

基準価格には、指定管理者が行う施設の小規模修繕に要する経費（以下「修繕費等」という。）として、150万円（消費税及び地方消費税含む。）×3年を算定している。

修繕費等は、実績に応じ毎年度末に精算することから、申請者は修繕費等として一律150万円×3年×100/110を加えた上で、申請価格を提示すること。

## 11 燃料光熱水費の取り扱い

基準価格のうち、燃料光熱水費（電気・灯油・ガス・水道）は、原則として年間78,727,008円（消費税及び地方消費税含む。）を限度とし、実際に要した費用で毎年度精算するものとする。

申請者は、燃料光熱水費として一律78,727,008円×3年間×100/110を加えた上で申請価格を提示すること。

## 12 指定管理料の支払

指定管理料は、毎月払いとする。

市は、指定管理料の支払い対象となる期間の翌月に適法な請求書及び業務報告書等を受領した日から起算して30日以内に指定管理者に支払うものとする。

## 13 利用料金に関する事項

熊本市斎場については、利用料金制度を適用しないものとする。

## 14 予想されるリスクと責任分担

協定の締結にあたり市が想定しているリスク及び市と指定管理者の責任分担は、リスク分担表（募集要項添付資料1）によることとし、申請者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行う。協定書に記載する事項及びリスク分担表以外の事項について、疑義が生じた場合は、双方の協議によることとする。

#### 1.5 モニタリングに関する事項

市は、熊本市斎場の管理運営が協定に従い適正かつ確実にサービス提供されているかどうか、また指定管理者がサービスを安定的継続的に提供することが可能な財務状況であるか等を確認する（以下「モニタリング」という。）。指定管理者が行うモニタリングに関する費用は指定管理者の負担とする。詳細は、仕様書を参照すること。

#### 1.6 申請者の資格

申請を行う法人その他の団体、若しくは共同企業体の構成員全員が以下の資格要件を全て満たすこと。

なお、単独で申請した団体等が共同企業体の構成員になること及び2以上の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体での申請について、申請から協定締結までの間における代表者及び構成員の変更は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (4) 熊本市から「熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第108号）」又は「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (6) 当該業務に係る公告を行った日（以下「公告日」という。）現在、熊本市内に本店、支店、又は営業所等を有する者であること。
- (7) 公告日から起算して過去2年以内に、熊本市及びその他自治体において指定管理者の指定の取消処分を受けた者でないこと。
- (8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた者又は指定期間が開始するまでの間に

登録を受ける予定である者であること。

- ※ その他、指定期間中、熊本市斎場の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体、若しくは法人その他の団体により任意に結成された共同企業体とする。団体の場合、法人格は必ずしも必要ないが、個人は申請することはできない。

#### 1.7 共同企業体の資格認定申請に関する事項

共同企業体で申請を行う場合には、次の要領にて共同企業体の資格認定申請を行うこと。

##### (1) 資格認定申請書類

法人その他の団体であって、この要項により共同企業体を結成して指定管理者の指定を受けようとする者は、申請日までに共同企業体を結成し、資格認定申請書類として様式第6号及び様式第7号を提出するものとする。

##### (2) 資格認定申請書の提出期間

持参の場合は令和7年(2025年)7月17日(木)から令和7年(2025年)9月4日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)を除く。

郵送の場合は令和7年(2025年)9月4日(木)正午必着とする。

##### (3) 資格認定申請書類の提出時間

持参による場合、午前9時から午後4時まで。(正午から午後1時までの間を除く。)。ただし、最終日は午前9時から正午までとする。

##### (4) 資格認定申請書類の提出場所

熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市健康福祉局健康福祉部健康福祉政策課  
電話096-328-2340

##### (5) 提出方法

提出場所へ直接持参又は郵送(一般書留、簡易書留のいずれか)するものとする。ただし、郵送による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。電送による提出は受け付けない。

##### (6) 提出部数

2部とする。(正本1部、副本1部)※副本についてはコピーで可とする。  
なお、正本、副本ともにホチキス留めしないこと。

##### (7) 共同企業体の構成

募集要項に規定する「第8 申請者の資格」の要件を全て満たす者の組合せによる3者以内の構成とする。

##### (8) 共同企業体の業務形態

構成員は、それぞれの優れた技術力及び人的・物的能力を結集して、各々

受持つ業務内容を基にしてあらかじめ定めた出資の割合（例えば、A社40%、B社30%、C社30%）に応じて資金、人員、器械等を拠出して管理運営業務を共同で履行するものとする。

(9) 代表者の要件

構成員において決定された代表者（経営規模等なんらかの方法で優位性を比較し、優れている者）が、共同企業体協定書において明らかであること。

(10) 資格認定審査結果の通知

書面により、令和7年（2025年）9月19日（金）までに通知する。

(11) 資格の有効期間

前項の共同企業体としての資格の有効期間は、共同企業体としての資格の認定の日から当該公の施設の管理運営業務が満了する日までとする。ただし、指定管理者の候補者として選定されなかった者にあつては、当該施設の指定管理者の候補者が議会の議決を経て指定管理者となり熊本市と協定が締結される日までとする。

(12) 費用

無料

(13) その他

資格認定申請に係る書類は、4に記載する場所で直接配布するものとする。郵送又は電送による配布は行わない。

※本市ホームページから申請関係書類等をダウンロードして使用することもできる。

## 18 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和7年（2025年）7月17日（木）～令和7年（2025年）9月4日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 配布時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は午前9時から正午までとする。

(3) 配布場所

熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市 健康福祉局 健康福祉部 健康福祉政策課  
電話096-328-2340

(4) 費用

無料

(5) その他

申請関係書類は、(3)の配布場所で直接配布するものとする。郵送又は電送による配布は行わない。

※本市ホームページから申請関係書類等をダウンロードして使用することもできる。

## 19 施設の視察

施設の視察を希望するものは下記連絡先へ事前に申し込みを行い、視察日時の確認をすること。

参加人数は1法人その他の団体につき2人まで、共同企業体にあつては1共同企業体につき2人とし、法人その他の団体の名称及び氏名をあらかじめ連絡すること。

### (1) 開催期間

令和7年(2025年)7月17日(木)～令和7年(2025年)8月7日(木)

### (2) 連絡先

熊本市 健康福祉局 健康福祉部 健康福祉政策課

電話 096—328—2340

メールアドレス [kenkoufukushiseisaku@city.kumamoto.lg.jp](mailto:kenkoufukushiseisaku@city.kumamoto.lg.jp)

## 20 質問の受付及び回答

募集要項等に対する質問の受付及び回答は下記により行う。

### (1) 受付期間

令和7年(2025年)7月17日(木)～令和7年(2025年)8月7日(木)

### (2) 受付方法

添付資料2に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること

※提出後、確認の連絡を行うこと。

### (3) 提出先

熊本市 健康福祉局 健康福祉部 健康福祉政策課

電話 096—328—2340

メールアドレス [kenkoufukushiseisaku@city.kumamoto.lg.jp](mailto:kenkoufukushiseisaku@city.kumamoto.lg.jp)

### (4) 回答

質問に関する回答は、市のホームページで公表する。

回答予定日 令和7年(2025年)8月21日(木)

## 21 申請関係書類

法人その他の団体であつて、この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に市長に提出すること。

共同企業体にあつては、申請書(様式第1-1号)に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に市長に提出すること。なお、(2)～(10)の書類は共同企業体の構成員毎に提出すること。

### (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定期間内における管

理運営に関する各年度の事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）

- (2) 当該団体の定款又は寄付行為の写し及び商業・法人登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、代表者及び組織の内容が分かるような会則等）
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類）
- (4) 市税滞納有無調査承諾書（様式第4号）
- (5) 納税証明書（消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明）
- (6) 身分証明書（法人は、代表取締役。法人以外の団体にあつては、その代表者。）
- (7) 印鑑証明書（法人以外の団体にあつては、その代表者。）
- (8) 労働保険料納付済証明書
- (9) ISO14000等の資格を取得している者はそれを証するものの写し
- (10) 役員等名簿及び照会承諾書（様式第5号）
- (11) 職員体制・職員配置（様式第8号）
- (12) 仕様書で定める資格・要件を満たすことを証するもの  
（防火管理者、第1章第8 管理運営全般に関する遵守事項に定める資格要件）
- (13) その他市長が必要と認める書類

※1 申請者において様式第2号及び様式第3号の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができる。

※2 証明書類（(12)を除く）は、証明年月日が申請書提出時の3箇月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用すること。なお、複写機による写しでも差支えない。

※3 職員の確認を行うため社会保険加入届の控又は確認通知書あるいは源泉徴収簿又は給与台帳の写しを提出すること。

ただし、責任者（場長）以外の職員で、申請時点で雇用関係にない者については、別紙により常勤、非常勤の区分、資格の有無等を記載すること。なお、指定管理者の指定を受けた後、協定締結までに社会保険加入届の控又は確認通知書あるいは源泉徴収簿又は給与台帳の写しを提出すること。

また、職員体制及び配置については、様式第8号により常勤・非常勤の区分、資格の有無等を記載し提出すること。

※4 (12)については、資格証の写し又は資格証がない場合は履歴書（写し可）を提出すること。

※5 職員体制・職員配置（様式第8号）に記載した職員配置予定者は、原

則として指定期間開始後1年間は変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合において、当初の職員配置予定者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するとして市長の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。

※6 職員のうち、危険物取扱者（乙種第4号）、第3種電気主任技術者及びボイラー技師の資格を有する正職員及び嘱託職員については、資格証の写しを提出すること。

## 2.2 申請に関する留意事項

### (1) 費用負担

申請に関し必要な費用は、申請者の負担とする。

### (2) 申請関係書類の取扱い

申請の際に提出された書類は原則として返却しない。

なお、提出された書類は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

### (3) 複数提案の禁止

申請者は1つの事業計画の提案しか行うことができない。

### (4) 選定委員との接触の禁止

申請者が、熊本市指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の委員に対し、不正の目的をもって接触を行った場合、当該申請者を選定の対象から除外する場合がある。

## 2.3 提出方法

### (1) 提出期間

持参の場合は令和7年（2025年）7月17日（木）から令和7年（2025年）9月4日（木）まで。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

郵送の場合は令和7年（2025年）9月4日（木）正午必着とする。

### (2) 提出時間

持参による場合、午前9時から午後4時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は午前9時から正午までとする。

### (3) 提出場所

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市 健康福祉局 健康福祉部 健康福祉政策課

電話 096-328-2340

### (4) 提出方法

提出場所へ直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留のいずれか）するものとする。ただし、郵送による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。電送による提出は受け付けない。

(5) 提出部数

- 正本1部 (添付書類を含め、申請者名がわかるもの。要押印)  
副本8部 (添付書類を含め、正本から申請者名及び申請者名を類推できる表現・ロゴ、事業所所在地、代表者氏名等を外すこと。業務実績についても社名が分かるような表現は行わないこと。例えば申請者名をA社とする、黒塗りなど。黒塗りにあたっては、裏面からの透視や文字の浮き上がりを防止すること。押印不要)

なお、正本及び副本とも、紙ベース（両面印刷。ホチキス留めしないこと。）による提出と併せてそれぞれ電子データ（CD-ROM1枚によること）も提出すること。

また、事業計画書に別紙を添付する場合はA4縦型、横書きとする。

2.4 選定方法

候補者の選定は、申請者から提出された申請関係書類（必要に応じてヒアリング、プレゼンテーション等を行う。）に基づき、委員会にて行う。

委員会は、以下の選定基準に基づき、各選定委員が総合評価方式によって得点化を行い、選定委員全員の合計点数が最も高い者を候補者として選定する。